

愛知県SDGs推進本部設置要綱（案）

（目的）

第1 国際連合が採択した「持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）」の達成に向けて、庁内各局等の連携のもとに着実に取組を推進するとともに、本県を取組を広く発信していくため、愛知県SDGs推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2 推進本部は、次に掲げる事項を行うものとする。

- （1）SDGs未来都市計画の策定・推進に関すること。
- （2）SDGsの理念を具現化する取組に関すること。
- （3）SDGsと県が策定するビジョン・計画等との一体的な推進に関すること。
- （4）その他SDGs達成の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第3 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

（本部長及び副本部長の職務）

第4 本部長は、推進本部を代表し、その事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

（庶務）

第6 推進本部の庶務は、政策企画局企画調整部企画課において処理する。

（その他）

第7 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 月 日から施行する。

別表

政	策	企	画	局	長
総		務	局		長
人	災	事	局	局	長
防	民	安	全	局	長
県		文	化	局	長
環		境	局		長
福		祉	局		長
保	健	医	療	局	長
経	済	産	業	局	長
労		働	局		長
観	光	コ	ン	ベ	ン
農		業	水	基	シ
農		林	礎	産	ョ
建			設	盤	ン
都		市	局	局	局
建		整	備	局	長
ス	ポ	築	局	局	長
会	計	一	ツ	局	長
企	管	者	兼	会	計
病	理	業	業	計	局
教	院	事	業	庁	長
警	察	育	本	部	長